



「人身傷害保険における現在の約款の問題と課題の一考察」 -人身傷害保険に係わる裁判例と約款の分析を通して-

松本, 裕夫

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2019-03-25

(Date of Publication)

2020-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7395号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007395>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

論文内容の要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏 名 松本裕夫

学位の種類 博士(法学)

学位授与の要件 神戸大学学位規程第5条第1項該当

学位論文の題目 人身傷害保険における現在の約款の問題点と
課題の一考察
ー人身傷害保険に係わる裁判例と約款の分析を通してー

審 査 委 員 主査 教 授 榊 素寛
教 授 行澤一人
教 授 窪田充見

本論文は、人身傷害補償保険に関する最高裁判決を契機に、同保険商品に関する問題点、裁判例に現れた問題と今後の影響を分析したうえ、現在の商品では対応できていない問題を明らかにすることで、今後の人身傷害補償保険のあり方を考察するものである。本論文は、第1章から第10章までの各章で構成される。

第1章「最高裁判決に見られる二つの説の併存」では、人身傷害補償保険の保険給付と損害賠償の先後関係と代位の範囲・保険給付額に関する問題を提起した最判平成24年2月20日民集66巻2号742頁（以下「平成24年最判」という）及び大阪高判平成24年6月7日判時2156号126頁を検討し、保険金の先行払いと後払いで被害者＝被保険者が最終的に得ることができる金額が異なる判例法理の状況を示したうえで、人身傷害補償保険の法的性質について検討を加えている。

第2章「判例の実務的影響」では、損害保険会社5社に質問票を送付し人身傷害補償保険金の支払基準と代位の関係について照会し、各社の人身傷害補償保険に基づく損害額算定基準と、代位請求額について検討する。この検討結果を受け、保険会社の損害額算定基準が会社ごとに相違したうえ複雑化し、約款中に混在している現状を明らかにしている。

第3章「人傷保険金の後払い問題」では、被保険者が加害者と和解もしくは示談をした後に保険会社に人身傷害補償保険金の支払いを求めた裁判例を分析し、約款解釈を検討したうえ、被保険者は確定判決を得ない限り裁判基準差額説に相当する金額を得られない裁判例の現状を明らかにしている。

第4章「人身傷害保険に係わる裁判例の分析」では、データベースから人身傷害補償保険に関する裁判例を網羅的に抽出し、主たる争点別に整理した上で、いわゆる裁判基準差額説を採用した平成24年最判以前と以後に分け、最高裁判決がどのように紛争のあり方に影響を与えているかを分析する。とりわけ、平成24年最判以降は、被保険者による損害賠償請求事案と保険者による代位請求事案が急増しており、裁判基準差額説が採用された影響により被保険者が裁判基準損害額を確定させるための訴訟が増加していること、また、保険者が代位可能額を確定させるための訴訟が増加していることなど、紛争のあり方に変化が生じていることを示す。

第5章「裁判例の類別の特徴」では、第4章の分析を進め、人身傷害補償保険金の先行払い後の損害賠償請求並びに請求権代位事案、保険会社の単独保険代位事案、保険会社に対しての人傷保険金請求事案、債務不存在が争点の事案、約款解釈が争点の事案に大別し、類型ごとの特徴を分析する。これを受け、第6章「人傷保険金先行払い後の損害賠償請求ならびに請求権代位事案」、第7章「保険会社の単独保険代位」、第8章「保険会社に対して被保険者による人傷保険金請求事案」の三章にわたり、網羅的に裁判例の分析を行ったうえ事案の特徴を検討し、損害額の算定基準や素因の取扱いなど、裁判例に見られる問題

点を描出する。

第9章「人傷保険の商品性の課題」では、損害保険会社4社の保険約款に基づき、人身傷害補償保険の保険商品の構造を分析し、後遺障害や成年後見人の申立費用・費用・報酬等に関する問題点を示す。

これらを受けて第10章「総括」では、本論文の全体に基づき、判例法理・裁判例の問題点と、保険商品の商品性・保険会社の損害算定基準等に関する問題を示す。

論文審査の結果の要旨

一 人身傷害補償保険は、自動車保険に組み込まれている傷害保険の一種であり、広く普及している保険商品である。一般の定額給付の傷害保険とは異なり、被保険者が被った損害を填補する形をとるため、保険給付の額と加害者に対する損害賠償請求権の額の合計が被保険者＝被害者の実損額を超過する場合には、保険者による代位が生じる。一方で、被保険者が利得を得ることを防止するために被保険者の有する請求権に対して代位を認めることは、保険法及び約款の要請である。平成20年改正前商法の下では、保険者の代位について、絶対説、比例説、差額説の対立があり、平成24年最判は同法下で、人身傷害補償保険の保険金が傷害保険金として、被害者が被る実損をその過失の有無、割合にかかわらず填補する趣旨・目的の下で支払われることから、被保険者が裁判基準の損害額を確保した後に保険者が代位できるという裁判基準差額説を採用した。現行保険法も差額説を採用しており、このことに争いはない。

他方で、人身傷害補償保険の保険者は裁判で認められる損害額より低額で損害額を算定しており、それゆえ、いかなる場合に被保険者に利得が発生し、代位が生じるかについて、差額説の内部で、裁判により認められた損害額（いわゆる裁判基準損害額）を基準とする裁判基準差額説と保険会社の算定基準である損害額（いわゆる人傷基準損害額）を基準とする人傷基準差額説との対立があり、特に、給付水準が大きく異なることで紛争を生じていた。平成24年最判は、人身傷害補償保険金の請求が先行した事例において、保険者による代位の基準として裁判基準損害額を採用したが、他方で、このような順序をとらない事案（損害賠償請求が先行したり、和解により解決され裁判基準損害額に相当するものが得られない事案）において、被保険者が裁判基準損害額を確保できるか、平成24年との整合性や約款の文言解釈の観点から、論争が続けられ、紛争も多い問題である。

二 本論文は、このような人身傷害補償保険をめぐる紛争に対して、約款の比較研究、損害保険会社各社への調査を通じた損害額の算定基準及び裁判例の網羅的な分析という手法により、人身傷害補償保険に内在する多くの問題点を明らかにする労作である。本論文における注目すべき特徴を挙げるならば、以下のようにまとめられよう。

第一に、複数の保険会社の約款と損害額算定基準を調査し、会社ごとに商品性が異なる

こととその問題点を分析していることである。人身傷害補償保険に関する研究は複数あるが、複数の会社の約款を比較検討し、保険会社間で約款内容に相違があることを明らかにしたうえで複数の問題点を洗い出すとともに、損害額算定基準の問題点を明らかにするアプローチは、同様の研究の中で、著者の方法論上の特徴であると位置づけられる。この点において、本論文はこの分野の研究に大きな厚みを加えるものとなる。

第二に、本論文は、平成24年最判の影響を論じる上で、紛争を類型化したうえで、裁判例の数・割合の変化を分析している。終局判決の形をとった紛争のみが調査対象であるとはいえ、データベースに収録された裁判例の網羅的な検討により紛争の変化を実証しようとする試みもまた、新規性のあるアプローチである。そして、裁判基準差額説を採用した平成24年最判により、被保険者が自己の裁判基準損害額を明らかにし、保険給付と損害賠償額の合計を最大化するために訴訟が増えていること、保険者が代位の範囲を確定させるために加害者に対する単独代位事案が増えていることなど、紛争の実態の変化を明らかにしている。約款研究とあわせ、平成24年最判以降の人身傷害補償保険の現状を深く網羅的に描写する筆者のスタンスは、他の多くの研究とは異なるアプローチで問題点を分析するものであり、強い存在感を示す。

第三に、本論文は、従来の人身傷害補償保険の研究ではあまり認識されていないいくつかの問題点を明らかにしている。とりわけ筆者が注力しているのが、損害の範囲の問題のうち、素因が関係する問題であり、約款研究と裁判例分析の双方の観点から、人身傷害補償保険において素因減額がもたらす問題点である、賠償実務と保険約款の矛盾を論じている。

以上に述べた本論文の特徴は、方法論において約款のみならず現実の損害額算定基準に踏み込むとともに、裁判例の質・量の変化を分析する点で、人身傷害補償保険の現実と問題を明らかにする重厚な研究として評価されるべきものである。

三 しかしながら、本論文においては、いくつか難点があり、これを指摘しておきたい。

第一に、本論文全体を通じて、問題点を明らかにすることには成功しているものの、そのような問題点に対する理論的な考察は十分には展開されていない点である。一例を挙げれば、保険給付と損害賠償の先後により最終的に被保険者が確保する金額が変わる問題は、保険給付と代位の場面における乖離がどのように生じ、どのように解決されるのか、また、そのような乖離を生じる理論的背景は何か、など、保険法の複数の基本原理に直結する重要な理論的問題を提起するはずの問題である。それにもかかわらず、本論文は、このような問題に対して理論的な裏付けを十分には試みていない。本研究がより大きな学問的成果と評価されるためには、人身傷害補償保険という特殊な保険商品に限定された影響力に限らず、本論文により達成された研究結果の広がりを想定させるものでなければならない。この点において、論文の成果を局地的なものとしていることが悔やまれる。

第二に、現在の人身傷害補償保険の問題点の提示は適切に行われているが、その問題点をどのようにして解決するのかについて、受け入れられる解釈論の提示や、立法・約款改定を通じた解決策の提示が十分に深められて提言されているとは言いづらい点である。問

題点を明らかにしたうえで、具体的かつ現実的な問題解決のあり方を説得的に提言することができれば、本論文の価値はより高まる。しかしながら、複雑化している保険商品の単純化の具体策は部分的なものであるし、現在生じている人身傷害補償保険の後払い問題への解決が、後払いをなくす方向で対応するものとする点も、いずれを先に行使するのが被保険者にとって有利であるのか、保険会社や代理人が優劣を説明するという以上に具体的な対応が提言されているわけではない。この点において、読者に消化不良の感を与えることになろう。もちろん、人身傷害補償保険が容易に解決できない問題点を内在した商品であることを明らかにしたことには価値があるが、さらに踏み込むことができればより価値は高まったものと思われる。

第三に、網羅的な研究と評価される一方で論文全体が研究者の観点から体系だってはいないことである。第一で述べた、理論面の弱さの裏返しであるが、どのような目的で議論を組み立て、展開するかについて、読者に与える予測可能性が十分ではなく、章立てにも分析・主張全体を基礎づけるうえでの必然性が感じられない。分析を進める中で理論的な基礎付けに挑み、構築した理論に基づいて論文全体を再構築する、という論文執筆のプロセスの中で、論文全体の体系化とその精緻化が進むものであるが、本論文全体を通じて理論面への配慮が弱いことで、論文全体が、いわば人身傷害補償保険がもたらす問題のカタログとなっており、本論文が行った網羅的な検討を体系化し、人身傷害補償保険のあるべき完成した姿を提言する付加価値を高める機会を逸している。

四 三で述べた難点はあるが、二で述べたように、本論文は人身傷害補償保険における現状を描写し、複数の問題点を明らかにすることに成功しており、この点の価値は失われるものではない。分析した問題点を基礎づける理論的な考察を行い、体系化を図ることができれば、解決すべき問題点もより明確になるものと思われるが、この残された課題は、筆者がこれから研究を続けるなかで取り組み、解決すべきものである。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である松本裕夫氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成30年 2月27日

審査委員 主査 教授 榊 素寛

教授 行澤一人

教授 窪田充見